

各 位

会社名 株式会社 スーパー大栄  
代表者名 代表取締役社長 中山勝彦  
(コード番号 9819 福証)  
問合せ先 執行役員管理本部経理部長 阪本博美  
(TEL . 093-602-2770)

## 内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条 4 項 6 号)

当社の役員・使用人は、社会人として、法令遵守は当然のこととして、企業人として求められる倫理観・価値観に基づき行動するものである。

当社はこのような認識をベースに、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業理念にもとづいた倫理規定を定め、取締役が率先垂範して経営の実現と社会の調和を図る。

また、取締役会を通じ取締役の職務執行の監視をより一層強化することとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

当社は取締役・執行役員の業務執行、意思決定に関する情報を含め、社内規定及び各管理マニュアルに基づき、各関係部署で、法令・定款に則った情報・文書の保存・管理を行う。情報・文書の管理の運用にあたっては、必要に応じて、運用状況を検証するほか、関連規定・マニュアル等を見直す。

また、当社は、情報セキュリティ委員会を設置し、定期的に委員会を開催する。

委員会において、上記の管理状況の報告を受け、改善策等を協議・検討し、取締役会に速やかに報告する体制を執る。これら管理体制において、監査役は、取締役・執行役員等の業務執行状況を監査するほか、内部監査室による各部門への定期的な監査を実施し、経営執行状況の把握と必要な改善措置を講じる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

当社は、代表取締役社長を委員長とする、法令遵守委員会とリスク管理委員会を設置する。各委員会は 6 ヶ月に 1 回、定例会議を開催する。尚、委員長が必要と認めた場合、定例会議以外に臨時会議

を開催する。法令遵守委員会では、各取締役・執行役員が、JAS法や景品表示法の法令遵守状況をチェックし、指導するほか、定例取締役会でその結果を報告する。また、リスク管理委員会は、業務執行に係るリスクをトータルに認識、評価し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うと共に、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。特に、不測の事態が発生した場合の процедуруを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に治める。

#### **(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)**

当社は将来の事業環境を見据えた上で、経営方針を定め、これを機軸に中期経営計画と年度計画を策定する。また、当社は事業部制を採用しており、各事業部においては、本計画に沿い、経営目標の達成と重点事項の推進に向けて活動する。

各事業部長は、法令、定款、社内規定に従い、担当事業領域の経営を行う。また、事業部毎に、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証するとともに、業務執行の状況を取締役に報告することにより、経営管理を行う。

取締役会は、取締役・監査役で構成されており、取締役会においては、経営上の重要な意思決定を迅速に行っている。さらに、当社は執行役員制度を導入しており、職務の執行は執行役員(取締役兼務者含む)が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な執行が出来る体制を執っている。

#### **(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)**

当社は、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、企業行動規範、企業行動基準、企業倫理規定等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。使用人は、法令、定款違反、社内規則違反、或いは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときは、コンプライアンスプログラムに基づき、社内の所定の窓口に通報する。内部通報制度に関しては、通報者の保護を図ると共に、透明性を維持した的確な対処の体制を整備する。

内部監査室は、内部監査規定に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規定の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

#### **(6)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)**

企業集団において当社の社是、経営理念、行動規範に基づいた倫理・法令遵守・定款遵守の周知徹底をし、コンプライアンスに対する知識の習得、意識の向上を促進するための研修・教育体制の支援を行う。

#### **(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として内部監査室長を置く。内部監査室長は計数的な知見

を十分に有する使用人とする。また、内部監査室員は、当分の間、内部監査室長1名で専任するものとする。但し、異常事態が発生する等、監査役が数名の調査員を必要と感じた場合、監査役は使用人の中から選任の上、調査を指示するなど、監査役の職務を補助するものとする。

**(8)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)**

内部監査室長は監査役の指示に従って、その監査職務の補助に専念する。また、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保出来る体制とする。

**(9)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)**

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、取締役や執行役員等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。また、取締役、執行役員、所属部門長等は、監査役の要求に応じて、自己の職務執行状況を監査役に報告する義務がある。尚、取締役は、監査役に対して、法令に定める事項のほか、次の事項を、その都度報告する。

- ・ 財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある内容
- ・ 業績及び業績見通しの発表内容
- ・ 経営計画、資金計画、コンプライアンスの状況
- ・ 内部監査の内容及び結果
- ・ 内部通報提供制度に基づく情報提供の状況
- ・ 行政処分の状況
- ・ その他、著しい損失等会社経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるとき
- ・ 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

**(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)**

監査役の過半数は社外監査役とし、社外監査役は、企業活動に対する見識が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とする。また、常勤監査役は、代表取締役と監査役会との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を執るものとする。

以上